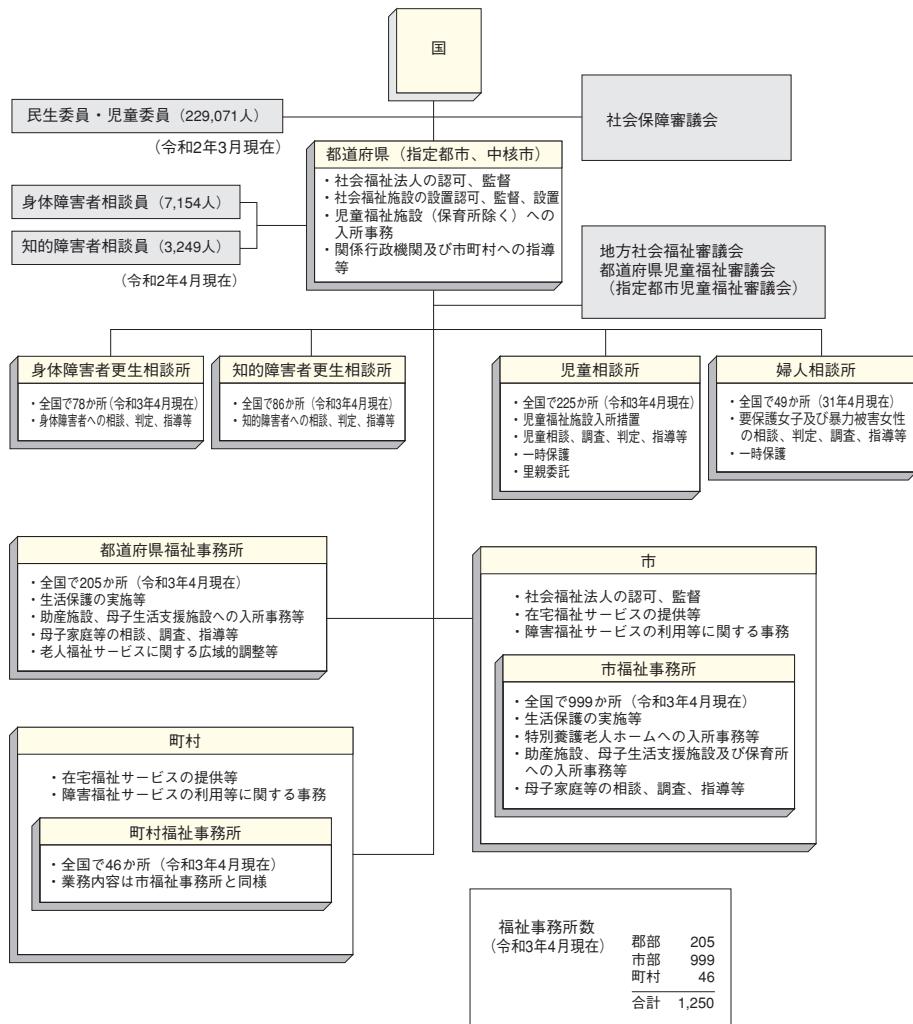


## 社会福祉の実施体制

## 概要

## 社会福祉の実施体制の概要



## 社会福祉法人

### 概要

### 社会福祉法人の概要

社会福祉法人とは、社会福祉法第2条に定められている社会福祉事業（第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業）を行うことを目的として、社会福祉法の規定により設立される法人である。

社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性から、その設立運営に厳格な規制が加えられている。

社会福祉法人の設立等の認可は、厚生労働大臣（事業が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国組織として設立される法人等）若しくは都道府県知事または市長（特別区の区長を含む）が行う。

#### 第1種社会福祉事業

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・児童防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業

#### 第2種社会福祉事業

- ・生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・生計困難者生活相談事業
- ・生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援授点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
- ・児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・児童福祉増進相談事業（利用者支援事業など）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携認定こども園
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉施設
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
- ・身体障害者更生相談事業
- ・知的障害者更生相談事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設、介護医療院を利用させる事業
- ・隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・各社会福祉事業に関する連絡
- ・各社会福祉事業に関する助成

## 社会福祉法人設立の要件

社会福祉法人を設立するに当たっては、主に以下の要件を満たす必要がある。

### 1. 組 織

社会福祉法人の役員は、6名以上の理事及び2名以上の監事で構成等すること。理事には、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者が含まれなければならない。監事には①社会福祉事業について識見を有する者、②財務管理について識見を有する者が含まれなければならない。

社会福祉法人の評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされており、評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

また、関係行政庁の職員や、実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではなく、親族等の特殊な関係にある者の選任についても制限されている。

さらに、一定規模以上の法人は会計監査人を設置しなければならない。

### 2. 資 産

基本財産として、社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等の資産を用意すること。

その他財産として、法人設立時に年間事業費の12分の1以上（一部介護保険法等に係る事業を主とする法人は12分の2以上が望ましい。）に相当する額を、現金、預金等で準備すること。

### 3. 事 業

前ページに掲げる社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行なうことができる。

公益事業とは、公益を目的とする事業で社会福祉事業以外の事業（社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められない。）をいい、具体的には居宅介護支援事業、介護老人保健施設、有料老人ホームを経営する事業等であること。

収益事業とは、その収益を法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるために行われる事業で、法人所有の不動産を活用して行う貸ビル、駐車場売店の経営等であること。

公益事業及び収益事業は、ともに本来事業である社会福祉事業に対し從たる地位にあること。また、その用に供する財産は、基本財産、その他財産とは明確に分離して管理すること。

### 4. 情報開示

毎年6月末日までに、次に掲げる書類を作成し、所轄庁へ届け出なければならない。

・計算書類等（計算書類（貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告並びにその附属明細書、監査報告（会計監査人設置法人は、会計監査報告を含む。））

・財産目録等（財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等を記載した書類）

そして、上記書類と定款を各事務所に備えておき、正当な理由がある場合を除いて、これらを外部の閲覧に供しなければならない。

また、定款、計算書類、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、現況報告書については、インターネットを活用し、公表しなければならない。

### 5. 設立の相談

設立の際は、各都道府県、市（特別区を含む）の社会福祉法人担当部局に相談すること。

### 6. その他の

施設長の資格

社会福祉施設の施設長は、厚生労働省令及び旧厚生省令、昭和47年「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（局長通知）」に規定する適格者でなければならない。

## 社会福祉法人の推移

（各年とも3月31日現在の数）

年 次	1980年 (昭和55)	85 (60)	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)
厚生労働大臣所管	9,471	11,672	118	127	138	144	146	151	164	181	195	222	242
都道府県知事等所管	—	—	13,305	14,705	16,596	17,002	17,560	18,150	18,613	18,630	18,258	18,412	18,537
年 次	09 (21)	10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)	19 (令和元)	20 (令和2)	—
厚生労働大臣所管	285	308	330	364	403	431	480	514	40	40	40	39	—
都道府県知事等所管	18,625	18,674	18,727	19,246	19,407	19,636	19,823	19,969	20,625	20,798	20,872	20,933	—

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 1. 昭和62年4月以前はすべて厚生労働大臣所管

2. 年次11（23）は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

## 社会福祉協議会

### 概要

### 社会福祉協議会の概要

#### 1 社会福祉協議会の概要（2020（令和2年）年4月1日現在）

- ・全国社会福祉協議会 1か所
  - ・都道府県・指定都市社会福祉協議会 67か所
  - ・市区町村社会福祉協議会 1,825か所
- 資料：全国社会福祉協議会調べ

#### 2 市区町村社会福祉協議会の主な事業例 2018（平成30）年度実績

（数字は各事業を実施している市区町村社協の割合：%）

計画	地域福祉活動計画の策定	67.9
相談 ※1	総合相談（対象を限定しないあらゆる相談）事業	82.5
貸付	法外援助資金貸付・給付	35.1
小地域活動 ※2	地域福祉推進基礎組織 小地域ネットワーク活動 ふれあい・いきいきサロンの設置	48.9 59.4 92.5
住民参加・ボランティア ※3	ボランティアセンター機能 社協運営型住民参加型在宅福祉サービス（食事サービス・移送サービス・家事援助サービス等）	87.6 27.7
在宅福祉サービス	訪問介護事業	63.7
	通所介護事業	38.0
	訪問入浴介護事業	16.2
自立支援給付	居宅介護（ホームヘルプ）事業	60.6
	重度訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	46.8
	行動援助事業	11.8
福祉サービス利用援助 ※4	日常生活自立支援事業	78.0
成年後見 ※5	法人後見事業	31.0
当事者（家族）の会 の組織化・運営援助	身体障害児者（家族）の会	48.7
	知的障害児者（家族）の会	36.2
	精神障害児者（家族）の会	16.9
	認知症高齢者（家族）の会	16.2
	ひとり暮らし高齢者の会	9.5
	ひとり親（母子）家庭の会	24.7
	ひとり親（父子）家庭の会	6.0
団体事務	共同募金支会または分会	91.0
	老人クラブ連合会	51.2
子ども・子育て家庭支援	ファミリーサポート事業	16.9
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	14.0
	こども会・こどもクラブの組織化・運営支援	6.4
	児童館・児童センターの運営	10.1
その他	移動支援事業（地域生活支援事業）	29.4
	高齢者、障害者等を対象にした悪質商法防止のための活動	8.5
	食事サービス 移動サービス	52.2 35.0

（注）※ 1. 総合相談事業を実施している社協のうち、51.9%が窓口業務として毎日実施している。

※ 2. 小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動）とは、日常生活圏域（地区社協・小・中学校区・自治会・町内会等）において、地域の要援護者やそのおそれのある人々に対して、近隣住民やボランティア（福祉協力員、福祉委員等）、民生委員・児童委員、老人クラブ等が一定の継続性や組織性をもって行う見守りや支援活動を指す。活動対象者（世帯）は、ひとり暮らし高齢者世帯を中心に全体で2,094,063件である。

※ 3. ふれあい・いきいきサロンは、86,778か所で実施している。

※ 4. 日常生活自立支援事業は、都道府県・指定都市社協を実施主体とし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる社協（基幹的社協）等に委託する形で行われる。ここでの数字は、本事業の委託を受けている市区町村社協の全体に占める割合を表しており、実際は、基幹的社協が本事業の委託を受けていない複数の市区町村社協を担当エリアとしているため、全国域をカバーしている。

また、その実利用者は年々増加傾向にあり、平成30年度末で54,797人が利用している。

※ 5. 受任体制のある市区町村社協の全体に占める割合。全国社会福祉協議会「令和元年度社協における成年後見の取り組み状況に係る調査結果」に基づく。

資料：全国社会福祉協議会調べ。（「平成30年度社会福祉協議会活動実態調査」等）

## 社会福祉施設

### 概 要

### 社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

### 社会福祉施設分類別施設数、定員数

分 類	施設数	利用者定員
総 数	(か所) 1) 148,749	(人) 1) 2) 5,983,267
①経営主体分類		
公営	2) 16,356	2) 905,724
私営	2) 132,393	2) 5,078,890
②年齢別分類		
成人施設	104,133	2) 2,995,625
児童施設	44,616	2,987,642

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等調査」（令和元年10月1日現在）及び「介護サービス施設・事業所調査」（令和元年10月1日現在）

- (注) 1) 都道府県・指定都市・中核市が把握する施設について、活動中の施設を集計している。  
2) 推計値を含んだ数値である。平成29年以前との比較には留意が必要。

### 社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。

社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は、原則、次表のとおりとなっている。

費用負担者 設置主体	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等	— 50 — 100	— 25 — 100	—	— 25 — 100

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。  
また、平成20年度より、保育所の整備については、従来の次世代育成支援対策施設整備交付金から子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により取り扱うとともに、新たに保育所等整備交付金が創設された。

社会福祉施設の運営のための費用（措置費）は、施設へ入所（利用）または入所（利用）委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

### 詳細データ① 施設の種類別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施設の種類	施設数			定員		
	2017(平成29)年	2018(平成30)年	2019(令和元)年	2017(平成29)年	2018(平成30)年	2019(令和元)年
総数	142,376	146,774	148,749	5,514,032	5,843,438	5,983,267
保育施設	291	286	288	19,495	19,241	19,244
救護施設	186	182	183	16,728	16,513	16,468
更生施設	21	20	20	1,497	1,418	1,418
医療施設	59	58	56	...	...	...
看護施設	15	16	15	490	530	470
医療施設	10	10	14	780	780	892
老健施設	74,782	74,985	75,287	1,797,129	1,986,110	2,006,394
老健施設	959	953	946	64,084	63,548	62,912
老健施設	907	901	894	61,100	60,564	59,938
老健施設	52	52	52	2,984	2,974	2,974
特別養老施設	10,049	10,411	10,593	598,117	618,756	630,883
特別養老施設	2,302	2,306	2,319	94,474	94,933	94,944
特別養老施設	194	192	191	11,496	11,376	11,326
特別養老施設	14	12	12	618	518	518
特別養老施設	2,023	2,028	2,035	81,132	81,311	81,707
特別養老施設	71	74	81	1,228	1,288	1,393
特別養老施設	2,032	1,992	1,997	..	..	..
特別養老施設	242	237	237	..	..	..
特別養老施設	1,353	1,318	1,320	..	..	..
特別養老施設	437	437	440	..	..	..
特別養老施設	48,235	47,889	47,866	904,328	1,058,892	1,068,069
特別養老施設	11,205	11,434	11,566	136,126	150,421	149,586
障害者施設	5,734	5,619	5,636	191,636	188,878	189,155
地域活動施設	2,549	2,544	2,561	139,040	138,149	138,672
福祉施設	3,038	2,935	2,935	50,687	48,944	48,703
福祉施設	147	140	140	1,909	1,785	1,780
身障者施設	314	317	315	360	345	265
身体障害者施設	150	152	154	..	..	..
身体障害者施設	36	36	36	..	..	..
身体障害者施設	114	116	118	..	..	..
身体障害者施設	5	5	4	360	345	265
身体障害者施設	16	15	14	..	..	..
身体障害者施設	13	13	13	..	..	..
身体障害者施設	73	73	72	..	..	..
身体障害者施設	10	10	10	..	..	..
身体障害者施設	47	49	48	..	..	..
婦人保健施設	46	46	46	1,220	1,220	1,215

施設の種類	施設数			定員		
	2017(平成29)年	2018(平成30)年	2019(令和元)年	2017(平成29)年	2018(平成30)年	2019(令和元)年
児童福祉施設等	40,137	43,203	44,616	2,796,574	2,900,088	2,987,642
助産院	387	385	385	3,813	3,151	3,096
乳母子生活性支援施設等	138	138	142	3,934	3,843	3,868
保育所	227	222	219	4,938	4,588	4,547
城型保育施設等	27,137	27,951	28,737	2,645,050	2,717,309	2,792,277
小規模型保育施設等	3,401	5,753	6,441	55,731	86,756	99,465
小規模型保育施設等	2,594	3,390	4,033	43,634	57,478	68,709
家庭教育施設等	697	780	805	11,027	12,428	12,917
家庭教育施設等	110	97	99	1,070	938	952
家庭教育施設等	...	931	899	...	3,890	3,813
家庭教育施設等	...	12	10	...	16	21
家庭教育施設等	...	543	595	...	12,006	13,053
児童施設等	608	611	606	32,887	91,894	91,347
児童施設等	263	258	255	5,801	9,506	9,477
児童施設等	212	218	216	20,139	20,642	20,622
児童施設等	528	571	601	16,759	17,834	18,659
児童施設等	99	100	98	3,277	3,327	3,197
児童施設等	44	47	49	1,964	2,046	2,109
児童施設等	58	58	58	3,719	3,690	3,561
児童施設等	114	121	130	...	...	...
児童施設等	4,541	4,477	4,453	...	...	...
児童施設等	2,680	2,627	2,593	...	...	...
児童施設等	1,725	1,717	1,726	...	...	...
児童施設等	17	15	15	...	...	...
児童施設等	4	4	4	...	...	...
児童施設等	-	-	-	...	...	...
児童施設等	115	114	115	...	...	...
児童施設等	2,380	2,293	2,221	...	...	...
母子父子福社施設一館	56	56	60	...	...	...
母子父子福社施設一館	54	54	58	...	...	...
母子父子福社施設一館	2	2	2	...	...	...
その他社会福祉施設等	21,016	22,262	22,501	707,618	747,556	779,348
料人料地保育施設等	66	62	61	2,059	1,909	1,879
料人料地保育施設等	366	403	448	12,360	13,718	14,644
料人料地保育施設等	19	19	19	380	380	380
料人料地保育施設等	586	636	...	...	...	...
料人料地保育施設等	1,071	1,072	1,066	...	...	...
料人料地保育施設等	32	32	32	...	...	...
(サービス付き高齢者向け住宅以外)	13,525	14,454	15,134	518,507	549,759	573,541
(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	5,351	5,585	5,741	174,312	181,790	188,904

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等調査」、「介護サービス施設・事業所調査」

(注) 1. 都道府県・指定都市・中核市が把握する施設について、活動中の施設を集計している。

2. 「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値である。

3. 「介護サービス施設・事業所調査」において、通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所として把握した数値である。

4. 「介護サービス施設・事業所調査」において、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。

5. 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設の定員は、平成29年までは調査票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。平成30年は推計値であり、平成29以前の結果との比較には留意が必要。

6. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

7. 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

8. 平成30年までは宿所提供施設として調査している。

9. 無料低額診療施設は令和元年から調査対象から除外した。

10. 統計項目のあり得ない場合は、「-」としている。

11. 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合は、「…」としている。

## 詳細データ② 社会福祉施設の措置費（運営費・給付費）負担割合

施設種別	措置権者（※1）	入所先施設の区分	措置費支弁者（※1）	費用負担			
				国	都道府県指定都市中核市児童相談所設置市	市	町村
保護施設	知事・指定都市長・中核市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	—	—
	市長（※2）		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	市町村長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	市町村	—	—	10/10 (※4)	
婦人保護施設	知事	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設（※3）	知事・指定都市市長・児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	1/2	1/2	—	—
母子生活支援施設 助産施設	市長（※2）	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	—	—
		市町村立施設 私設施設	市	1/2	1/4	1/4	—
	知事・指定都市市長・中核市市長 児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・中核市 児童相談所設置市	1/2	1/2	—	—
保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業（所） (※6)	市町村長	私設施設	市町村	1/2	1/4 (※7)	1/4	
身体障害者社会参加 支援施設（※5）	知事・指定都市市長・中核市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・中核市	5/10	5/10	—	—
	市町村長		市町村	5/10	—	5/10	

- （注）※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置（行政処分）がそれぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施（公法上の利用契約関係）に改められた。
- ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
- ※3. 小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所を含み、保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福祉施設。
- ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費の費用負担は全て市町村（指定都市、中核市含む）において行っている。
- ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。
- ※6. 子ども子育て関連三法により、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業も対象とされた。また、私立保育所を除く施設・事業に対しては利用者への施設型給付及び地域型保育給付（個人給付）を法定代理受領する形に改められた。
- ※7. 指定都市・中核市は除く。

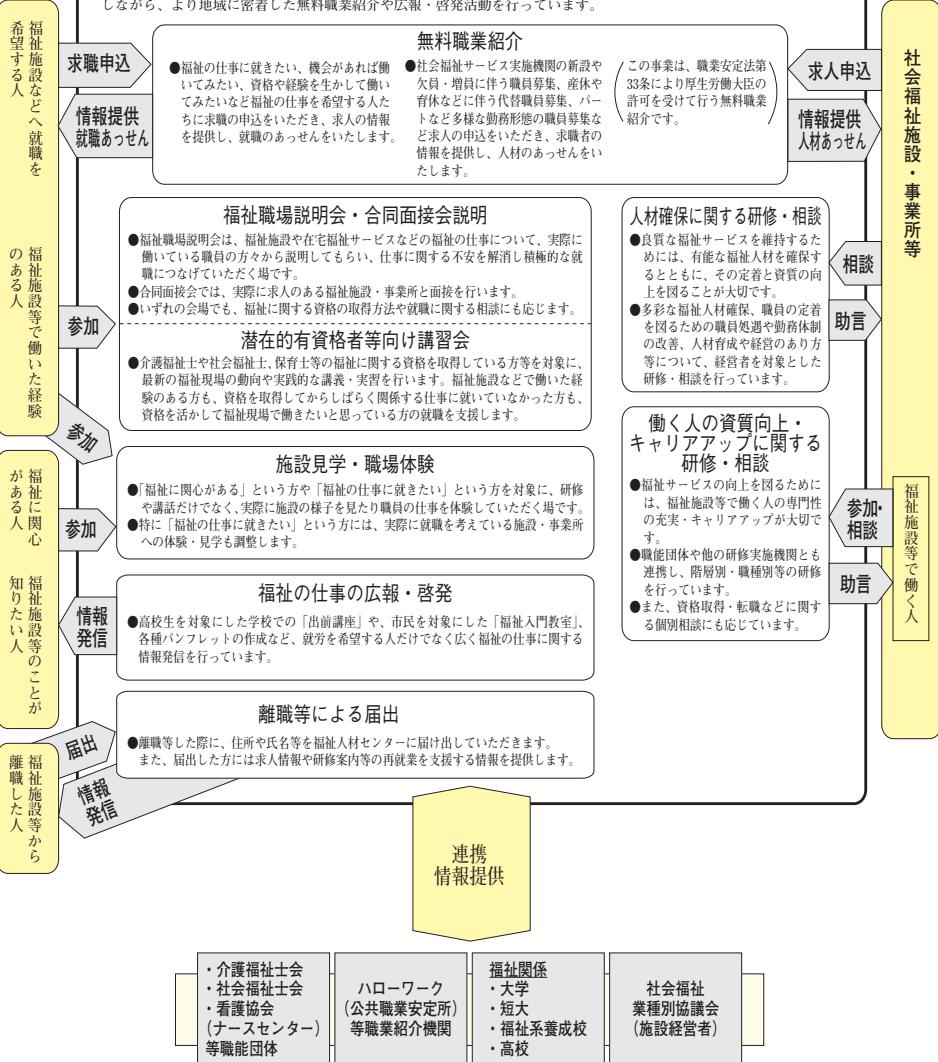
## 福祉に携わる人材

### 概要

### 福祉に携わる人材確保の体系図

#### 福祉人材センター・福祉人材バンク（※）

- 福祉人材センターは各都道府県社会福祉協議会に設置されています。
- 福祉人材バンクは福祉人材センターの支所として一部の市社会福祉協議会に設置されています。福祉人材センターと連携しながら、より地域に密着した無料職業紹介や広報・啓発活動を行っています。



## 詳細データ 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位：人)

令和元年10月1日現在

	1) 総 数	保 護 施 設	1) 老 人 福 祉 施 設	障 害 者 支 援 施 設 等	婦 人 保 護 施 設	1) 児 童 福 祉 施 設 (保育所等・ 地域型保育 事業を除く)	2) 保育所等	地 域 型 保 育 事 業	母 子 ・ 父 子 福 祉 施 設	有 料 老 人 ホ ー ム (サー ビス 付 キ 高 齢 者 向 け 住 宅以外)
総 数	1,166,919	6,372	38,841	109,524	343	88,370	665,726	52,797	236	204,712
施設長・園長・管理者	55,250	208	2,380	3,970	26	4,487	28,206	5,324	20	10,628
サービス管理責任者	4,111	…	…	4,111	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 3)	90,652	801	4,292	63,154	141	14,360	…	…	3	7,900
職業・作業指導員	3,756	112	130	2,583	8	530	…	…	2	391
セラピスト	6,896	6	141	1,030	7	3,761	…	…	-	1,953
理学療法士	2,397	2	46	517	-	1,087	…	…	-	744
作業療法士	1,599	3	25	342	-	867	…	…	-	362
その他の療法員	2,900	0	70	171	7	1,806	…	…	-	847
心理・機能判定員	71	…	…	71	…	…	…	…	…	…
医師・歯科医師	3,426	33	132	316	4	1,445	1,242	156	0	98
保健師・助産師・看護師	53,221	430	2,486	5,432	23	11,889	12,117	672	-	20,172
精神保健福祉士	1,244	104	7	994	0	…	…	…	…	138
保育士	400,738	…	…	…	…	18,630	380,094	2,007	7	…
保育補助者	24,939	…	…	…	…	…	24,869	69	…	…
保育教諭 4)	101,292	…	…	…	…	…	101,292	…	…	…
うち保育士資格保有者	93,322	…	…	…	…	…	93,322	…	…	…
保育従事者 5)	31,120	…	…	…	…	…	…	31,120	…	…
うち保育士資格保有者	28,936	…	…	…	…	…	…	28,936	…	…
家庭的保育者 5)	1,474	…	…	…	…	…	…	1,474	…	…
うち保育士資格保有者	1,137	…	…	…	…	…	…	1,137	…	…
家庭的保育補助者 5)	774	…	…	…	…	…	…	774	…	…
居宅訪問型保育補助者 5)	56	…	…	…	…	…	…	56	…	…
うち保育士資格保有者	27	…	…	…	…	…	…	27	…	…
児童生活支援員	677	…	…	…	…	677	…	…	-	…
児童厚生員	11,079	…	…	…	…	11,079	…	…	-	…
母子支援員	688	…	…	…	…	688	…	…	-	…
介護職員	157,285	3,212	17,663	12,302	2	…	…	…	…	124,105
栄養士	32,707	193	2,073	2,467	16	1,529	23,113	1,652	-	1,664
調理員	84,416	564	4,728	4,926	43	3,949	52,638	3,734	3	13,832
事務員	39,853	447	2,737	5,191	38	3,990	16,929	1,043	94	9,383
児童栄養達成支援管理責任者	1,202	…	…	…	…	1,202	…	…	-	…
その他の教諭 6)	4,440	…	…	…	…	…	4,440	…	…	…
その他の職員 7)	55,549	261	2,072	2,974	35	10,153	20,784	4,717	106	14,447

資料：厚生労働省政策統括官付事務官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

(注) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター（特A型、A型、B型）、児童福祉施設（保育所等・地域型保育事業所を除く）には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 保育従事者：家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む）以外の教諭である。
- その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員（看護師等を除く）を含む。

⑧

社会福祉・援護

## 社会福祉士及び介護福祉士

### 概要

### 社会福祉士及び介護福祉士の概要

#### [社会福祉士とは]

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者である。

大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けて社会福祉士になることができる。

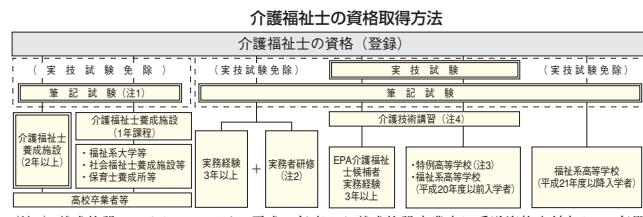
#### 社会福祉士の資格取得方法



#### [介護福祉士とは]

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者である。

3年以上介護等の業務に従事し、かつ都道府県知事の指定する実務者研修を行った者等で、介護福祉士試験に合格した者等が、登録を受けて介護福祉士となることができる。



(注1) 養成施設ルートについては、平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入しています。

(注2) 当分の間、介護職員基礎研修及び喀痰吸引等研修を修了した者についても介護福祉士試験を受けることができます。

(注3) 特例高等学校については、卒業後9ヶ月以上の実務経験が必要です。

(注4) 介護技術講習を受けた方は、実技試験が免除となります。

### 詳細データ① 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験の結果

区分	社会福祉士			介護福祉士		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
第33回(2020(令和2)年度)	35,287人	10,333人	29.3%	84,483人	59,975人	71.0%

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

### 詳細データ② 社会福祉士及び介護福祉士資格取得者数

	社会福祉士	介護福祉士
2020(令和2)年度	257,293人	1,754,486人

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 令和3年3月末現在の登録者

## 民生委員・児童委員

### 概要

### 民生委員・児童委員の概要

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進するものとして、民生委員法に規定されている。

また、民生委員は、児童福祉法に規定されている児童委員を兼ねることとされており、地域の児童、妊産婦、母子家庭等の生活や取り巻く環境の状況を日頃から適切に把握するとともに、支援が必要な児童等を発見した場合には、相談に応じ、利用し得る制度やサービス等について助言し、問題の解決に努めることとされている。

主任児童委員は、児童委員活動への期待の高まりを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する制度として平成6年に創設、平成13年には児童福祉法に法定化されている。主任児童委員は、児童委員の中から「主任児童委員」の指名を受け、児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力をを行うこととされている。

### 詳細データ①

### 民生委員・児童委員、主任児童委員数

(令和2年3月31日現在)

	民生委員・児童委員	うち主任児童委員
男	88,483	2,911
女	140,588	18,355
合計	229,071	21,266

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和元年度福祉行政報告例」

⑧

社会福祉・  
援護

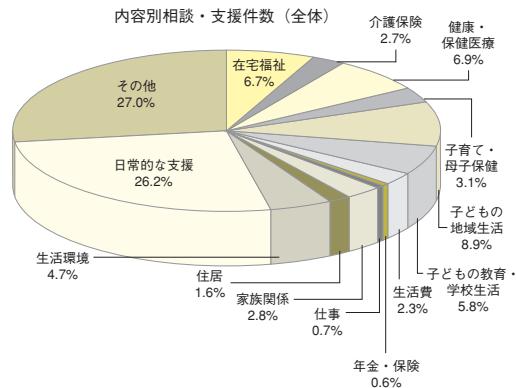
## 詳細データ② 民生委員・児童委員の活動状況

### 民生委員・児童委員全体の活動件数

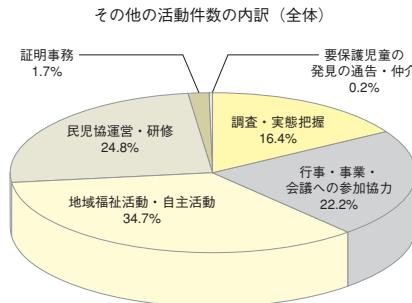
令和元年度の民生委員・児童委員による相談支援件数の総数は536万2,338件で、その内容は以下の表のとおりである。「日常的な支援」及び「その他」を除くと、「子どもの地域生活」に関するものが8.9%、「健康・保健医療」に関するものが6.9%と他に比べて比率が高い。

また、分野別では「高齢者に関すること」が56.8%と半数を超え、「子どもに関すること」が20.9%、「障害者に関すること」が4.6%となっている。

内容別相談・支援件数	
総件数	5,362,338
在宅福祉	361,270
介護保険	147,275
健康・保健医療	368,830
子育て・母子保健	164,950
子どもの地域生活	475,842
子どもの教育・学校生活	312,936
生活費	122,040
年金・保険	30,553
仕事	39,134
家族関係	149,497
住居	83,923
生活環境	251,715
日常的な支援	1,407,366
その他	1,447,007



その他の活動件数	
総件数	24,930,435
調査・実態把握	4,086,558
行事・事業・会議への参加協力	5,528,921
地域福祉活動・自主活動	8,653,514
民児協運営・研修	6,174,261
証明（調査・確認等）事務	432,522
要保護児童の発見の通告・仲介	54,659



資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和元年度福祉行政報告例」

## ボランティア活動

### 概要

### ボランティア活動の現状

#### [活動者数]

(2018（平成30）年4月現在 全国社会福祉協議会調べ。都道府県・指定都市社協及び市区町村社協ボランティアセンターで登録または把握している人数・グループ)

- (1) 人数 768万人（1980（昭和55）年度 160万人の約4.8倍）
- (2) グループ 17.7万グループ（1980（昭和55）年度 1.6万グループの約11倍）

#### [活動者の構成・内容] (2009（平成21）年9月末日現在)

※以下、すべて個人向け調査

#### (1) 性別 (%)

男性	女性	無回答
31.0	68.8	0.2

#### (2) 年齢 (%)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0.5	3.6	4.5	8.0	17.7	40.9	22.5	2.3

#### (3) 職業別 (%)

企業（被雇用者）	6.1	定年退職後の方	22.5
公務員	2.9	学生	1.7
団体職員	6.5	仕事には就いていない	5.1
NPO・NGO職員	3.5	その他	7.5
自営業	8.1	無回答	0.5
主婦・主夫（仕事を持っていない方）	35.6		

#### (4) ボランティア活動の分野（複数回答） (%)

高齢者の福祉活動	44.1	防災、防犯、交通安全などの活動	14.8
障害者の福祉活動	33.4	人権擁護に関する活動	5.9
子育て（乳幼児）に関する活動	17.8	国際交流・国際協力に関する活動	7.6
青少年（児童）の健全育成に関する活動	17.7	まちづくりなどに関する活動	22.5
健康や医療に関する活動	10.0	自治会・町内会・民生委員・児童委員・地区社協等の活動	26.7
教育、文化、スポーツ振興	19.8	その他	11.1
地域の美化・環境保全に関する活動	22.4	無回答	1.6
災害時のボランティア活動	14.7		

#### (5) ボランティア活動を行っているエリア (%)

小学校区・中学校区などの範囲における活動	14.6	在宅での活動が中心	2.4
市町村全域を範囲とした活動	56.9	活動エリアは特に定まっていない	12.8
市町村域を超えた活動（県域・海外など）	10.3	無回答	3.0

## 生活保護制度

### 概要

### 生活保護制度の概要

#### 【生活保護制度とは】

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類であり、要保護者の必要に応じ、単給または併給として行われる。

### 生活保護費の決め方

#### (最低生活費の計算)

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{生活扶助}} \\ \boxed{\text{生活費}} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{住宅扶助}} \\ \boxed{\text{家賃等}} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{教育扶助}} \\ \boxed{\text{義務教育費}} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{介護扶助}} \\ \boxed{\text{介護費}} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{医療扶助}} \\ \boxed{\text{医療費}} \end{array} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

#### (収入充当額の計算)

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{各種控除}) = \text{収入充当額}$$

#### (扶助額の計算)

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

#### 【生活保護の基準】

生活保護の基準のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向等に対応して改定するいわゆる水準均衡方式により改定している。

### 世帯類型別生活扶助基準（令和3年度）

(単位：円)

	3人世帯 33歳男、29歳女、4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男、65歳女	母子世帯 30歳女、4歳子、2歳子
1級地—1	158,760	77,980	121,480	190,550
1級地—2	153,890	74,690	117,450	185,750
2級地—1	149,130	70,630	113,750	179,270
2級地—2	149,130	70,630	113,750	179,270
3級地—1	142,760	67,740	108,810	171,430
3級地—2	139,630	66,300	106,350	168,360

(注) 冬季加算（Ⅵ区の月額×5/12）、児童養育加算、母子加算を含む。なお、基準額は令和3年4月1日現在。

## 詳細データ① 生活保護受給世帯数・生活保護受給者数・保護率、扶助人員と扶助率の推移

全体的な保護動向としては、生活保護受給者数は平成7年を底に増加に転じ、平成27年3月に過去最高を記録したが、近年は減少傾向で推移している。令和元年度の1か月平均の生活保護受給者数は207万3,117人、生活保護受給世帯数は163万5,724世帯、保護率は16.4%となっている。

(1か月平均)

	生活保護受給世帯数(千世帯)	生活保護受給者数(千人)	保護率(%)	生活扶助人員(千人)	住宅扶助人員(千人)	教育扶助人員(千人)	介護扶助人員(千人)	医療扶助人員(千人)	その他扶助人員(千人)	扶助率(実人員=100.0)					
										生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助
1975(昭和50) 年度	708	1,349	12.1	1,160	705	229	-	785	5	86.0	52.2	16.9	-	58.2	0.4
80( 55)	747	1,427	12.2	1,251	867	261	-	856	5	87.7	60.7	18.3	-	60.0	0.3
85( 60)	781	1,491	11.8	1,269	928	252	-	910	4	88.7	67.6	17.6	-	63.6	0.3
1990(平成 2)	824	1,015	8.2	820	730	136	-	711	3	87.7	71.9	13.4	-	70.1	0.1
91( 3)	601	1,046	7.6	826	681	117	-	681	3	87.3	72.0	12.4	-	71.9	0.3
92( 4)	586	898	7.2	781	646	104	-	662	3	86.9	72.0	11.6	-	73.7	0.3
93( 5)	586	883	7.1	765	639	97	-	659	3	86.7	72.4	10.9	-	74.6	0.3
94( 6)	595	885	7.1	766	645	92	-	671	3	86.5	72.8	10.4	-	75.8	0.3
95( 7)	602	882	7.0	760	639	88	-	680	2	86.2	72.4	10.0	-	77.1	0.3
96( 8)	613	887	7.1	766	649	85	-	695	2	86.3	73.1	9.6	-	78.3	0.3
97( 9)	631	906	7.2	784	669	84	-	716	3	86.6	73.8	9.3	-	79.0	0.3
98( 10)	663	947	7.5	822	707	86	-	753	2	86.8	74.7	9.1	-	79.6	0.3
99( 11)	704	1,004	7.9	877	763	91	-	804	2	87.3	76.0	9.1	-	80.0	0.2
00( 12)	751	1,072	8.4	943	824	97	67	864	2	87.9	76.9	9.0	6.2	80.6	0.2
01( 13)	805	1,148	9.0	1,015	891	105	84	929	2	88.4	77.6	9.1	7.4	80.9	0.2
02( 14)	871	1,243	9.8	1,105	975	114	106	1,003	3	89.0	78.5	9.2	8.5	80.7	0.2
03( 15)	941	1,344	10.5	1,202	1,069	124	127	1,083	3	89.4	79.5	9.2	9.5	80.5	0.2
04( 16)	999	1,423	11.1	1,274	1,143	132	147	1,155	3	89.5	80.3	9.3	10.3	81.1	0.2
05( 17)	1,042	1,476	11.6	1,320	1,194	136	164	1,208	32	89.5	80.9	9.2	11.1	81.8	2.1
06( 18)	1,076	1,514	11.8	1,354	1,233	137	172	1,226	36	89.5	81.5	9.1	11.4	81.0	2.4
07( 19)	1,105	1,543	12.1	1,380	1,262	136	184	1,248	38	89.4	81.8	8.8	11.9	80.9	2.5
08( 20)	1,149	1,593	12.5	1,422	1,305	135	196	1,282	40	89.3	81.9	8.5	12.3	80.5	2.5
09( 21)	1,274	1,764	13.8	1,586	1,460	144	210	1,406	49	89.9	82.8	8.2	11.9	79.8	2.8
10( 22)	1,410	1,952	15.2	1,767	1,635	155	228	1,554	56	90.5	83.7	8.0	11.7	79.6	2.9
11( 23)	1,498	2,067	16.2	1,872	1,742	159	248	1,657	60	90.6	84.3	7.7	12.0	80.2	2.9
12( 24)	1,559	2,136	16.7	1,928	1,812	159	270	1,716	62	90.3	84.8	7.4	12.6	80.4	2.9
13( 25)	1,592	2,162	17.0	1,941	1,836	154	290	1,746	61	89.8	84.9	7.1	13.4	80.8	2.8
14( 26)	1,612	2,166	17.0	1,947	1,844	148	310	1,763	59	89.9	85.1	6.8	14.3	81.4	2.7
15( 27)	1,630	2,164	17.0	1,927	1,842	142	330	1,776	57	89.1	85.1	6.6	15.3	82.1	2.6
16( 28)	1,637	2,145	16.9	1,907	1,830	134	348	1,770	54	88.9	85.3	6.2	16.2	82.5	2.5
17( 29)	1,641	2,125	16.8	1,886	1,816	125	366	1,765	52	88.7	85.5	5.9	17.2	83.1	2.4
18( 30)	1,637	2,097	16.6	1,852	1,792	117	381	1,751	49	88.3	85.5	5.6	18.2	83.5	2.3
19( 令和元)	1,636	2,073	16.4	1,820	1,770	108	394	1,743	46	87.8	85.4	5.2	19.0	84.1	2.2

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」(平成23年度まででは政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」)

(注)「その他扶助人員」は、平成17年度より、高等学校等就学費が新たに創設されたことに伴い増加している。

## 詳細データ② 世帯類型別生活保護受給世帯数の構成比の推移

生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が55.1%と最も多い。

なお、高齢者世帯の割合が平成17年に減少しているのは高齢者世帯の定義を、平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」としていたものを、平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更したことによるものである。

(単位：%)

	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
1975(昭和50) 年度	31.4	10.0	45.8	12.9
80( 55)	30.3	12.8	46.0	10.9
85( 60)	31.2	14.6	44.8	9.3
1990(平成 2)	37.2	11.7	42.9	8.1
91( 3)	38.8	10.8	42.7	7.8
92( 4)	40.2	9.9	42.4	7.5
93( 5)	41.1	9.3	42.3	7.2
94( 6)	41.8	9.0	42.1	7.1
95( 7)	42.3	8.7	42.0	6.9
96( 8)	43.2	8.4	41.6	6.8
97( 9)	44.0	8.3	41.0	6.7
98( 10)	44.5	8.2	40.4	6.8
99( 11)	44.9	8.3	39.6	7.1
00( 12)	45.5	8.4	38.7	7.4
01( 13)	46.0	8.5	37.8	7.7
02( 14)	46.3	8.6	36.7	8.3
03( 15)	46.4	8.7	35.8	9.0
04( 16)	46.7	8.8	35.1	9.4
05( 17)	43.5	8.7	37.5	10.3
06( 18)	44.1	8.6	37.0	10.2
07( 19)	45.1	8.4	36.4	10.1
08( 20)	45.7	8.2	35.5	10.6
09( 21)	44.3	7.8	34.3	13.5
10( 22)	42.9	7.7	33.1	16.2
11( 23)	42.6	7.6	32.8	17.0
12( 24)	43.7	7.4	30.6	18.4
13( 25)	45.4	7.0	29.3	18.2
14( 26)	47.5	6.8	28.3	17.5
15( 27)	49.5	6.4	27.3	16.8
16( 28)	51.4	6.1	26.4	16.1
17( 29)	53.0	5.7	25.7	15.7
18( 30)	54.1	5.3	25.3	15.2
19( 令和元)	55.1	5.0	25.0	14.9

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」(平成23年度まででは政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」)

## 日常生活自立支援事業

### 概要

### 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とするもの。

#### 1. 対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な者）  
イ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

#### 2. 援助内容

ア 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。

- ア 福祉サービスの利用援助  
b 苦情解決制度の利用援助  
c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

イ アに伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）  
b 定期的な訪問による生活変化の察知

#### 3. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。

ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等（基幹的の社協）が実施している。

（参考）令和2年3月末現在の実施体制

基幹的の社協	1,539か所
専門員	3,544人
生活支援員	16,333人

#### 4. 実施状況

	延べ相談件数（※）	新規利用契約件数
平成11年10月～平成12年3月	13,007件	327件
平成12年度	42,504件	1,687件
平成13年度	106,676件	3,280件（対前年度比1.94倍）
平成14年度	159,688件	4,631件（対前年度比1.41倍）
平成15年度	231,898件	6,252件（対前年度比1.35倍）
平成16年度	298,043件	6,486件（対前年度比1.04倍）
平成17年度	402,965件	7,247件（対前年度比1.12倍）
平成18年度	530,871件	7,626件（対前年度比1.05倍）
平成19年度	708,432件	8,580件（対前年度比1.13倍）
平成20年度	879,523件	9,142件（対前年度比1.07倍）
平成21年度	1,021,489件	9,434件（対前年度比1.03倍）
平成22年度	1,157,756件	10,346件（対前年度比1.10倍）
平成23年度	1,241,086件	10,933件（対前年度比1.06倍）
平成24年度	1,399,641件	10,872件
平成25年度	1,472,472件	11,513件（対前年度比1.06倍）
平成26年度	1,577,103件	12,349件（対前年度比1.07倍）
平成27年度	1,767,312件	12,854件（対前年度比1.04倍）
平成28年度	1,904,734件	11,849件（対前年度比0.92倍）
平成29年度	2,010,154件	11,768件（対前年度比0.99倍）
平成30年度	2,079,178件	11,538件（対前年度比0.98倍）
令和元年度	2,128,325件	11,419件（対前年度比0.99倍）
合計	21,132,857件	180,133件

※ 延べ相談件数は、事業内容等に関する問い合わせ、契約締結までの相談及び契約締結後の相談を含むものである。

（参考）

#### 【令和元年度 対象者別契約の状況】

対象者	認知症高齢者など	知的障害者など	精神障害者など	その他	計	うち生活保護
契約件数	6,263	1,738	2,839	579	11,419	5,052
構成比（%）	54.8	15.2	24.9	5.1		44.2

資料：全国社会福祉協議会調べ。

## 生活福祉資金貸付制度

### 概要

### 生活福祉資金貸付制度の概要

【創設年度】昭和30年度

【実施主体】都道府県社会福祉協議会

#### 【貸付対象】

低所得者世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

#### 【貸付資金の種類】

総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費、就学支度費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

#### 【貸付金利子】

連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

[①緊急小口資金、教育支援資金は無利子]

[②不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率]

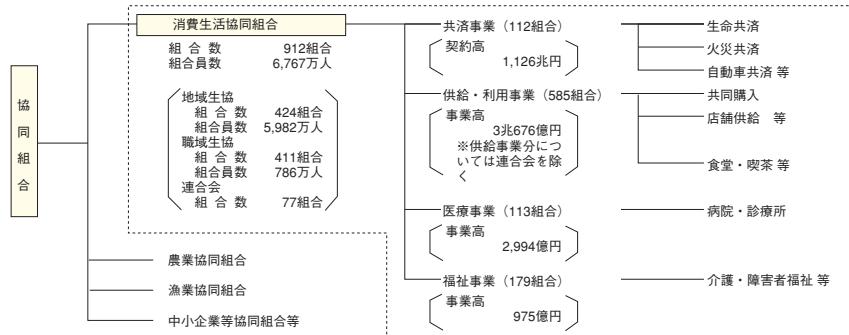
8

社会福祉・援護

## 消費生活協同組合

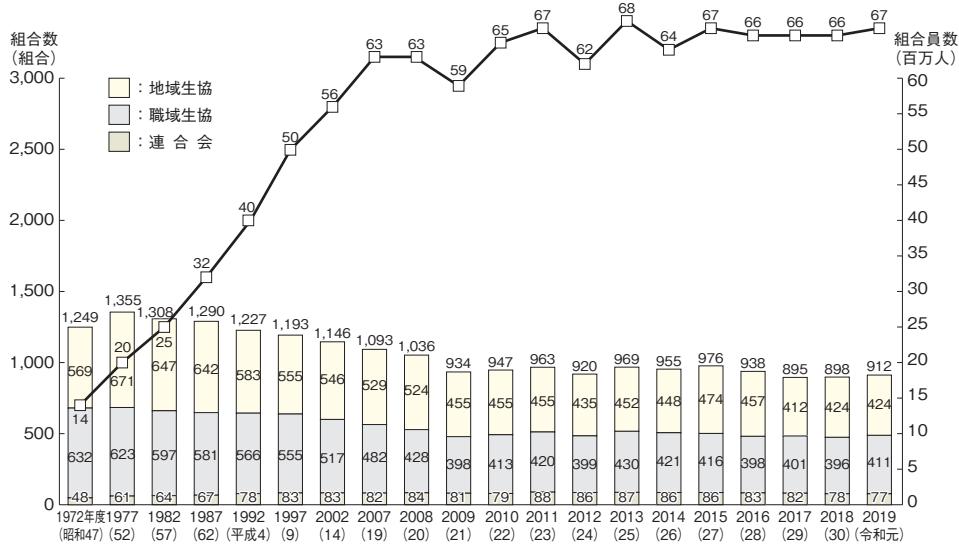
### 概要

### 消費生活協同組合（生協）の概要



資料：厚生労働省社会・援護局「令和2年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」

### 消費生活協同組合数等の推移



資料：厚生労働省社会・援護局「令和2年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」

## 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

### 概要

### 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

対象者	軍人（恩給該当者を除く）軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族	
	障害給付	遺族給付
援護の内容	障害年金 公務傷病 9,729,100円（特別項症）～961,000円（第5款症）	638人
	勤務関連傷病 7,417,100円（特別項症）～743,000円（第5款症）	
	障害一時金 (年金に代え選択した場合)	678人（累計）
		遺族年金 (軍人軍属の遺族) 先順位者 1,487人 後順位者 1,486人
		遺族給与金 (準軍属の遺族) 先順位者 1,019人 後順位者 1,018人
		公務死亡 (先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円)
		勤務関連死亡 (先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円)
		弔慰金 額面5万円、年6分の利子付、10年償還の国債 累計 2,085,270人

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 受給人員は令和3年3月31日現在。  
2. 金額は令和3年3月31日現在。

### 戦傷病者特別援護法による援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者		
	1. 療養の給付	2. 療養手当（月額30,700円）の支給	3. 葯祭費（209,000円）の支給
援護の内容	64人	0人	1件
	5. 捕装具の支給及び修理	6. 国立保養所への収容	7. JR無賃乗車船の取扱い
	33件	0人	922人
4. 更生医療の給付			0件
戦傷病者相談員			189人（令和元年10月1日現在）

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 受給人員等（戦傷病者相談員の数を除く。）は令和2年3月31日現在。  
2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。  
3. 金額は令和3年3月31日現在。

## 詳細データ 特別給付金・特別弔慰金一覧

種別	対象	給付										
戦没者の妻等の特別給付金	妻	20万円 (10年償還、国債)	60万円 (10年償還、国債)	120万円 (10年償還、国債)	180万円 (10年償還、国債)	200万円 (10年償還、国債)	200万円 (10年償還、国債)					
		昭和38年に措置 支給件数 419,768人	昭和48年に措置 支給件数 388,264人	昭和58年に措置 支給件数 346,628人	平成5年に措置 支給件数 272,339人	平成15年に措置 支給件数 160,620人	平成25年に措置 支給件数 46,591人					
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	妻	10万円(5万円) (10年償還、国債)	30万円(15万円) (10年償還、国債)	60~30万円 (30~15万円) (10年償還、国債)	90万円(45万円)または 60万円(30万円)または 30万円(15万円) (10年償還、国債)	100万円(50万円)または 90万円(45万円)または 60万円(30万円)または 30万円(15万円) (10年償還、国債)	50万円(25万円)または 45万円(22.5万円)または 30万円(15万円)または 15万円(7.5万円) (5年償還、国債)					
		昭和41年に措置 支給件数 121,958人	昭和51年に措置 支給件数 102,986人	昭和61年に措置 支給件数 86,724人	平成8年に措置 支給件数 61,999人	平成18年に措置 支給件数 21,750人	平成28年に措置 支給件数 2,802人					
	妻	5万円(2.5万円) (5年償還、国債)	2万円(1万円) (2年償還、国債)	15万円(7.5万円) (5年償還、国債)	15万円(7.5万円) (5年償還、国債)	15万円(7.5万円) (5年償還、国債)	50万円(25万円)または 45万円(22.5万円)または 30万円(15万円)または 15万円(7.5万円) (5年償還、国債)					
		昭和54年に措置 支給件数 6,983人	昭和59年に措置 支給件数 7,503人	平成3年に措置 支給件数 1,465人	平成13年に措置 支給件数 394人	平成23年に措置 支給件数 74人						
		平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付金	5万円(5年償還、国債)	支給件数(累計) 63,659人								
		昭和61年に措置 5万円(5年償還、国債)										
		平成3年に措置 5万円(5年償還、国債)										
		平成8年に措置 5万円(5年償還、国債)										
		平成13年に措置 5万円(5年償還、国債)										
		平成18年に措置 5万円(5年償還、国債)										
		平成23年に措置 5万円(5年償還、国債)										
		平成28年に措置 5万円(5年償還、国債)										
戦没者の特別父母給付金等	父祖 父 母 母	10万円 (5年償還、 国債)	30万円 (5年償還、 国債)	60万円 (5年償還、 国債)	60万円 (5年償還、 国債)	75万円 (5年償還、 国債)	90万円 (5年償還、 国債)	100万円 (5年償還、 国債)	100万円 (5年償還、 国債)	100万円 (5年償還、 国債)		
		昭和42年に措置 支給件数 16,675人	昭和48年に措置 支給件数 14,505人	昭和53年に措置 支給件数 10,098人	昭和58年に措置 支給件数 6,596人	昭和63年に措置 支給件数 3,700人	平成5年に措置 支給件数 1,665人	平成10年に措置 支給件数 675人	平成15年に措置 支給件数 223人	平成20年に措置 支給件数 102人	平成25年に措置 支給件数 28人	
戦没者の遺族に支給する特別弔慰金	子弟 姉妹等	3万円 (10年償還、国債)	20万円 (10年償還、国債)	12万円 (6年償還、国債)	30万円 (10年償還、国債)	18万円 (6年償還、国債)	40万円 (6年償還、国債)	24万円 (6年償還、国債)	40万円 (10年償還、国債)	24万円 (6年償還、国債)	25万円 (5年償還、国債)	25万円 (5年償還、国債)
		昭和40年に措置 (戦後20周年) 支給件数 664,558人	昭和50年に措置 (戦後30周年) 支給件数 1,008,859人	昭和54年に措置 (戦後30周年) 支給件数 117,462人	昭和60年に措置 (戦後40周年) 支給件数 1,297,368人	平成元年に措置 (戦後40周年) 支給件数 75,108人	平成7年に措置 (戦後50周年) 支給件数 1,376,789人	平成11年に措置 (戦後50周年) 支給件数 58,863人	平成17年に措置 (戦後60周年) 支給件数 1,271,560人	平成21年に措置 (戦後60周年) 支給件数 44,461人	平成27年に措置 (戦後70周年) 支給件数(1回目) 950,757人	支給件数(2回目) 322,422人

(注) 支給件数は令和3年3月31日現在。

戦没者の妻などが受けた精神的痛苦に対して国として慰藉を行うため、特別給付金として国債を支給している。

また、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。なお、戦没者の妻に対する特別弔慰金については、平成27年の措置から5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしている。

## 戦中・戦後の労苦継承

### 概要

### 戦中・戦後の労苦継承

#### ○昭和館

昭和館は、戦没者遺族を初めとする国民が経験した戦中・戦後の生活上の労苦を次世代に伝えることを目的として、1999（平成11）年春に開館した。

昭和館では、当時の国民生活の様子をありのままに伝える実物資料の展示を始め、図書・映像などの閲覧提供を行っている。また、関連施設の情報も幅広く提供する事業も展開している。さらに、年2回開催される特別企画展では、毎回テーマを設定して展示し、戦没者遺族を初めとする国民が経験した生活上の労苦をしのぶことができる。

- ・所 在 地： 東京都千代田区九段南1-6-1
- ・電 話 番 号： 03-3222-2577
- ・ホーメページ： <https://www.showakan.go.jp>

#### ○しょうけい館（戦傷病者史料館）

しょうけい館は、戦傷病者に対する援護施策の一環として、戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えることを目的として、2006（平成18）年春に開館した。

しょうけい館では、戦傷病者やその家族の労苦をありのままに伝える実物資料や証言の展示を始め、野戦病院ジオラマや図書・映像などの閲覧提供を行うとともに、企画展示などを行っている。戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦をしのぶことができる。

- ・所 在 地： 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
- ・電 話 番 号： 03-3234-7821
- ・ホーメページ： <https://www.shokeikan.go.jp>

## 慰霊事業

慰霊事業

### 概要

#### 慰霊事業の概要

##### 戦没者追悼式挙行等

昭和38年度から、毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館において全国戦没者追悼式を実施している。

また、昭和39年度から毎年春に皇族の御臨席の下、国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められている遺骨に対して捧礼を行っている。また、捧礼式においては、遺骨収集事業により収容した戦没者の遺骨のうち、遺族に返還することのできない遺骨の納骨を行っている。

##### 戦没者遺骨収集

昭和27年度から、旧主要戦域において戦没者の遺骨収集を実施しており、海外戦没者240万人（硫黄島、沖縄を含む）のうち令和3年3月末現在、約128万柱の遺骨を収容している。

また、各国の国立公文書館等における資料調査や、戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査により得られた情報を活用し、戦没者の遺骨収集の推進を図っている。

##### 戦没者遺骨に係る所属集団判定

戦没者の遺骨について、DNA鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かの判定を行っている。

##### 戦没者遺骨に係る身元の特定のためのDNA鑑定及び遺骨等返還

遺骨収集事業により送還した遺骨について、身元の特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について、遺族へお返ししている。

また、遺留品については遺留品調査を実施して伝達している。

##### 慰霊巡拝

昭和51年度から、旧主要戦域や遺骨収容の望めない地域のほか海上での戦没者の慰霊のため、計画的に遺族を主体とした慰霊巡拝を行っている。

##### 慰霊友好親善事業

平成3年度から、戦没者遺児が、戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域の関係者と友好親善事業を通じて戦争犠牲者の慰霊追悼を行い、恒久平和を願う事業を行っている。

##### 戦没者慰霊碑の維持管理等

旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で小規模慰霊碑を建立するなどの事業を行っている。

### 詳細データ① 戦没者遺骨収集の実施状況

(単位：柱)

地 域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
硫黄島	25	19	17	42	11	46
沖縄（※1）	108	30	7	18	56	57
中部太平洋	51	89	124	98	264	2
ミャンマー	11	10	12	30	0	0
インドネシア（西イrianを除く）	2	0	0	0	0	0
西イrian	0	0	0	0	0	0
フィリピン	4	0	0	0	0	0
東部ニューギニア	148	112	91	42	0	0
ビスマルク・ソロモン諸島	508	326	457	494	5	0
インド	0	0	3	0	0	0
千島・樺太・アリューシャン	31	7	18	2	7	0
ロシア（旧ソ連・モンゴルを含む）	157	267	209	112	61	0
中国東北部（ノモンハンを含む）	0	20	0	0	0	0
オーストラリア	0	0	0	0	0	0
韓国	0	1	0	0	0	0
アメリカ	0	1	0	0	0	0
地域不明（※2）	6	4	1	0	0	0
合 計	1,051	886	939	838	404	105

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

\*1 沖縄（令和2年度）については、鑑定中のため暫定値である。

\*2 大使館等で受領した遺骨で、収容した地域の情報がないことにより地域を特定できないもの。

## 詳細データ②

## 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定状況

(単位：件)

年度	判明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
計	1,200	2,428	3,628

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

## 詳細データ③

## 慰靈巡拝の実施状況

(単位：人)

年 度	地 域	参加遺族数
2013（ 25）	旧ソ連、中国、硫黄島、モンゴル、インドネシア、ビスマーク・ソロモン諸島、東部ニューギニア、ミャンマー、フィリピン	310
2014（ 26）	旧ソ連、中国、硫黄島、東部ニューギニア、インド、マリアナ諸島、トラック諸島、フィリピン	329
2015（ 27）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、インドネシア、パラオ諸島、東部ニューギニア、北ボルネオ	345
2016（ 28）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、樺太、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、ミャンマー	301
2017（ 29）	旧ソ連、中国、硫黄島、東部ニューギニア、インドネシア、トラック諸島、フィリピン、マーシャル・ギルバート諸島	281
2018（ 30）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、パラオ	286
2019（令和元）	旧ソ連、中国、硫黄島、アツ島、フィリピン、モンゴル、インド、東部ニューギニア、ソロモン諸島、マリアナ諸島	243
2020（ 2）	硫黄島	19

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

#### 詳細データ④ 海外戦没者慰靈碑建立状況

慰靈碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46. 3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	昭48. 3.28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国（自治領）北マリアナ諸島サイパン島マッピ	昭49. 3.25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東ニューブリテン州ラバウル市	昭55. 9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	昭56. 3.28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市	昭56. 9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭57. 9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島マジュロ	昭59. 3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州ペリリュー島	昭60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッソ島（アリューシャン列島）	昭62. 7. 1
第二次世界大戦慰靈碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	平 6. 3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクバチン	平 6. 3.25
日本人死亡者慰靈碑	ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7. 7.31
樺太・千島戦没者慰靈碑	ロシア連邦サハリン州（樺太）スマルヌイフ	平 8.11. 1
日本人死亡者慰靈碑	モンゴル国ウランバートル市	平13.10.15

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

#### 詳細データ⑤ ソ連抑留中死亡者の小規模慰靈碑建立状況

地域	建 立 地	竣工年月
タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12. 9
クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12. 9
ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チェルノゴルスク市	平13. 9
スペルドロフスク州	ロシア連邦スペルドロフスク州ニージニタギール市	平13. 9
ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15. 9
ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20. 9
ジョージア	ジョージア トビリシ市	平22. 3
沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチム市	平22.11
アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11
ザバイカル地方	ロシア連邦ザバイカル地方チタ市	平25. 7
タンボフ州	ロシア連邦タンボフ州ノーヴァヤ・リヤダ町	平29. 3
イルクーツク州	ロシア連邦イルクーツク州イルクーツク市	平29. 8

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

## 中国残留邦人等に対する援護施策

### 概要

### 中国残留邦人等に対する援護施策の概要

## 中国残留邦人等に対する支援策

### 研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者支援・  
交流センター  
(全国7ブロックに設置)  
  
(北海道、東北、首都圏、  
東海・北陸、近畿、  
中国・四国、九州)

<帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)>  
・平成28年度から、中国帰国人が定着促進センターの機能を統合  
・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業  
(宿泊・通所研修)

<定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)>  
・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業  
(通所研修)

<永続的な支援(7センター共通)>  
・日本語学習支援、日本語交流サロン支援  
・生活相談、地域の人々や帰国人同士の交流支援  
・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援

<介護に係る環境整備(7センター共通)>  
・語りかけボランティア訪問

### 生活支援

※自治体が支給事務を実施

満額の老齢基礎年金等の支給

・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。  
・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び配偶者支援金の支給

<支援給付>  
・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外  
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外  
・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給  
・中国語等のできる支援・相談員の配置

<配偶者支援金>

・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等」が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

### 地域での支援

※自治体が地域の実情に応じて実施

地域での多様なネットワークを活用し、  
地域で安定して生活できる環境を構築

○地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業  
・地域住民の理解を得るために研修会開催に必要な経費の補助  
・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等  
○身近な地域での日本語教育支援  
・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成  
・民間日本語学校利用時の受講料補助等  
○自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助  
○中国帰国人等への地域生活支援プログラムの実施  
○二世に対する就労支援

## 概要

## 老後の生活支援の概要

### 1. 満額の老齢基礎年金等の支給

特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給することを可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料納付額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に納付する。（対象者：6,261人 ※令和3年3月末現在）

対象者	中国残留邦人等のうち、以下の要件に該当する者									
	1 明治44年4月2日以後に出生した者									
	2 戦後の混亂が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者（※）									
	3 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者									
	4 永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有する者									

※2に準ずる事情にある者として厚生労働大臣が認める者を含む。

### 2. 支援給付制度

満額の老齢基礎年金等の支給に加え、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給する。

支援給付は、生活保護の基準を準用する。

### 詳細データ① 被支援世帯数・被支援実人員・給付人員と給付率の推移

(1か月平均)

	被支援 実世帯 数	被支援 実人員 (人)	生活支 援人員 (人)	住宅支 援人員 (人)	介護支 援人員 (人)	医療支 援人員 (人)	その他 人員 (人)	給付率 (実人員=100.0)				
								生活 支援	住宅 支援	介護 支援	医療 支援	その他 支援
2017(平成29年度)	4,209	6,227	6,158	5,836	1,895	5,876	13	99%	94%	30%	94%	0%
2018(平成30年度)	4,104	6,009	5,944	5,631	2,011	5,674	9	99%	94%	33%	94%	0%
2019(令和元年度)	3,971	5,767	5,694	5,406	2,133	5,489	9	99%	94%	37%	95%	0%

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

### 詳細データ② 世帯類型別被支援給付世帯数の推移

	夫婦世帯	本人単身世帯	配偶者単身世帯	その他世帯
2017(平成29年度)	1,875	1,563	428	297
2018(平成30年度)	1,768	1,533	449	274
2019(令和元年度)	1,656	1,505	485	261
2020(令和2年度)	1,550	1,460	516	252

資料：厚生労働省支援給付施行事務監査資料

### 【支援・相談員の配置】

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

### 詳細データ③ 支援・相談員数（人）

2016(平成28年度)	380
2017(平成29年度)	368
2018(平成30年度)	361
2019(令和元年度)	350

資料：厚生労働省調べ

### 3. 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域での支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしへ送れるよう支援することを目的とする。

#### 【対象者】

中国残留邦人等及び中国残留邦人等と日本で生活を共にするために日本に同行入国した親族等

#### 【実施主体】

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む）である。

#### 【実施状況】

	実施率 (実施自治体数／全自治体数)
2017(平成29年度)	95%
2018(平成30年度)	97%
2019(令和元年度)	95%
2020(令和2年度)	94%

資料：厚生労働省調べ